

外国人研修・技能実習制度の見直しについて(入管法改正案)

(現行制度)

1年目



2~3年目

技能検定試験(基礎2級レベル)合格
入管の許可

(改正案)



入国当初に日本語等の
講習(非労働)を受入れ
団体が実施。(2ヶ月)

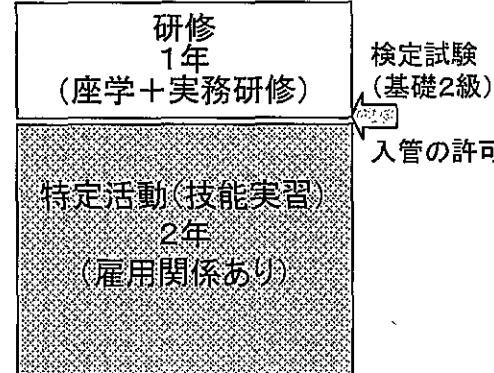
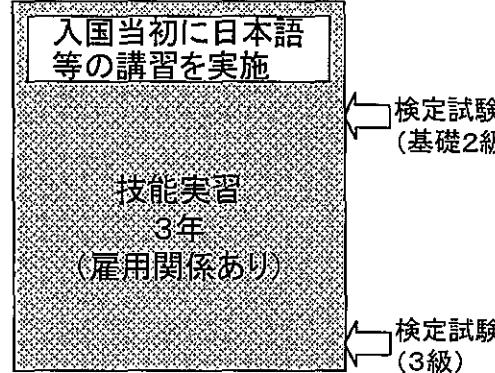
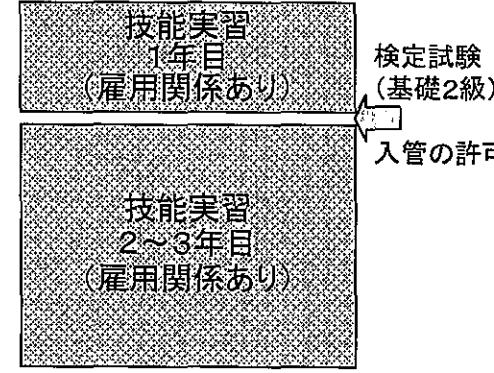
技能検定試験(基礎2級レベル)合格
入管の許可

(その他)

不正目的で実習生をあっせんした者等を退去強制事由に追加。

(施行日)

公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日

	現行制度	厚生労働省研究会報告	改正案
実務研修中の研修生の保護	<p>「研修」1年+「技能実習」2年 ※ 研修生が低賃金労働者として扱われ、残業までさせられている例がある。</p> 	<p>「技能実習」3年に統合。 但し、入国当初に日本語等の講習を義務づけ。</p> 	<p>「技能実習」3年とする。 但し、入国当初に日本語等の講習を受入れ団体に義務づけ。 また、2年目への移行には、入管の許可が必要(従来どおり)。</p> 
受入れ団体の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ団体は、「研修」中、受入れ企業に対する監理責任(監査・指導)を負う。 ○ 不正行為を認定された場合、3年間の受入れ停止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「技能実習」3年を通して、受入れ団体が監理責任を負うべき。 ○ 受入れ停止期間を例えば5年以上に延長すべき。 ○ 本来の事業協同組合等の活動実績(例えば5年以上)を有することを受入れの条件とすべき。 ○ 企業の実習を専門的・技術的に指導・支援する役割を担うべき。 ○ 実習生あっせんについて、職業紹介事業の許可又は届出が必要。 ○ 受入れ管理費について、その金額・用途を透明化すべき。 	<p>→ 同左</p> <p>→ 同左</p> <p>→ 検討中(省令事項)</p> <p>→ 検討中(省令事項) なお、実習生からの相談に応じる体制整備(相談員の配置等)を義務づけ。</p> <p>→ 同左</p> <p>→ 同左</p>
受入れ団体に対する許可制の導入		<ul style="list-style-type: none"> ○ 実習に係る適正なマッチングの実施や受入れ企業に対する専門的・技術的支援の実施を担保する観点から、受入れ団体に対する許可制等の導入を検討。 	<p>→ 新規立法も含めた抜本的な見直しが必要であり、今後さらに検討していく。</p> <p>→ 当面、受入れ団体に対する巡回指導を強化。</p>

	現行制度	厚生労働省研究会報告	改正案
企業における実習の実効性確保		<ul style="list-style-type: none"> ○ 実習指導員の配置を義務づけ。 ○ 実習終了時の評価を義務づけ。 	<p>→ 同左</p> <p>→ 検討中(省令事項)</p>
職種の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価制度が整備されている職種・作業(現在63職種116作業)に限定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産現場の多能工化等に対応し、関連する複数職種について実習することを可能とする。 	→ 同左
受入れ人数の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば50人以下の企業であれば、新規受入れ3人まで(研修生・実習生合わせて3年間で9人まで)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ人数について、ストック面の制限や総枠コントロールの方法について今後検討。 	<p>→ 許可制等の検討と併せ、今後さらに検討していく。</p>
再技能実習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業単独型に限り認める(2年)。 	<p>→ 制度見直し後の適正化の状況も踏まえつつ、今後、検討する。</p>
チェック体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入国管理局が受入れ企業・団体に対する実態調査を実施。 ○ 労働基準監督機関は受入れ企業に対し労働基準法等の監督指導を実施。 ○ JITCOにおいて、巡回指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業・団体の法令遵守、実習実施状況について、一定の公的機関による指導・勧告・許可取消を実施する等チェック機能の強化について今後検討。JITCOについては、こうした機能の検討の中で、そのあり方を抜本的に見直す。 	<p>→ 新規立法も含めた抜本的な見直しが必要であり、今後さらに検討していく。</p> <p>→ 当面、受入れ企業・受入れ団体に対する巡回指導を強化。 また、研修生・実習生に対する電話相談ホットラインを拡充。</p>